

特別養護老人ホームしゃんぐりら(ユニット) 施設利用料金表

令和2年4月1日～

1. 利用料金

サービス別単価:2級地 1単位:10.72円

区分	単位数	利用者負担額(日額) 入所30日まで		利用者負担額(日額) 入所30日以降		利用者負担額(月額) 入所30日の場合	
		1割	2割	1割	2割	1割	2割
要介護1	638	716円	1,432円	684円	1,368円	約20,520円	約41,040円
要介護2	705	788円	1,576円	756円	1,512円	約22,680円	約45,360円
要介護3	778	867円	1,733円	834円	1,668円	約25,020円	約50,040円
要介護4	846	939円	1,878円	907円	1,814円	約27,210円	約54,420円
要介護5	913	1,011円	2,022円	979円	1,958円	約29,370円	約58,740円

2. 加算

加算項目	単位数	利用者負担額(日額)		利用者負担額(月額)	
		1割	2割	1割	2割
サービス提供体制強化加算(1)イ	18	20円	39円	約600円	約1,170円
看護体制加算 I	6	5円	9円	約150円	約270円
栄養マネジメント加算	14	15円	30円	約450円	約900円
療養食加算	6	1食 7円	1食 13円	約600円	約1,170円
経口維持加算 I	400	-----		約429円	約858円
経口維持加算 II	100	-----		約108円	約215円
経口移行加算	28	30円	60円	約900円	約1,800円
精神科医師定期的療養指導加算	5	6円	11円	約180円	約330円
口腔衛生管理体制加算	30	-----		約33円	約65円
外泊時加算	320	343円	686円	日額(最大12日間)	
看取り介護加算	144	約155円	約309円	4日以上30日未満	
	680	約729円	約1,458円	死亡日前日・前々日	
	1,280	約1,373円	約2,745円	死亡日	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
+
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

別途、総単位数に11%分を掛けて発生した単位数を計算し、その金額の1割又は2割を負担していただきます。

※入院又は外泊時には、翌日より6日間(月をまたがる場合は最大12日間)については、外泊時加算及び居住費の費用が発生します。

3. 食費に係る自己負担

段階	日 額	月額(30日の場合)
1段階	300円	9,000円
2段階	390円	11,700円
3段階	650円	19,500円
4段階	1,700円	51,000円

4. 居住費に係る自己負担

段階	ユニット個室 日額	月額(30日の場合)
1段階	820円	24,600円
2段階	820円	24,600円
3段階	1,310円	39,300円
4段階	2,500円	75,000円

5. その他の費用

行事食	お正月(祝い膳)	700円
	敬老の日	700円
	お楽しみ会	500円(月1回)
	季節の行事食	500円(月1回)
	小行事食	300円(月2回程度)
理美容代	カット・顔そり: 1回	2,000円~2,530円
預かり金管理費	月額 2,000円	
日用品費など	医療費、外出時の買い物・飲食、その他日用品(小口現金にて管理)	

※事前に利用説明し確認したうえでご負担いただくことがあります。

1ヶ月の利用料金

1	+	2	+	3	+	4	+	5	合計
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>	= <input type="text"/>

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者。
- 生活保護の方

(第2段階とは)

- 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入(遺族年金と障害年金)の合計が年間80万円以下の方

(第3段階とは)

- 世帯全員が市区町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

特別養護老人ホームしゃんぐりら(ユニット) 施設利用料金表

令和2年4月1日～

1. 利用料金

サービス別単価:2級地 1単位:10.72円

区分	単位数	利用者負担額(日額)	利用者負担額(日額)	利用者負担額(月額)
		入所30日まで	入所30日以降	入所30日の場合
		3割	3割	3割
要介護1	638	2,148円	2,052円	約61,560円
要介護2	705	2,364円	2,268円	約68,040円
要介護3	778	2,599円	2,502円	約75,060円
要介護4	846	2,817円	2,721円	約81,630円
要介護5	913	3,033円	2,937円	約88,110円

2. 加算

加算項目	単位数	利用者負担額(日額)	利用者負担額(月額)	※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ) 別途、総単位数に11%分を掛 けて発生した単位数を計算し、 その金額の3割を負担してい たきます。
		3割	3割	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	58円	約1,740円	
看護体制加算Ⅰ	6	20円	約600円	
栄養マネジメント加算	14	45円	約1,350円	
療養食加算	6	1食 20円	約1,740円	
経口維持加算Ⅰ	400	----	約1,287円	
経口維持加算Ⅱ	100	----	約322円	
経口移行加算	28	90円	約2,700円	
精神科医師定期的療養指導加算	5	16円	約480円	
口腔衛生管理体制加算	30	----	約97円	
外泊時加算	320	1,029円	日額(最大12日間)	
看取り介護加算	144	約463円	4日以上30日未満	
	680	約2,187円	死亡日前日・前々日	
	1,280	約4,117円	死亡日	

※入院又は外泊時には、翌日より6日間(月をまたがる場合は最大12日間)については、外泊時加算及び居住費の費用が発生します。

3. 食費に係る自己負担

段階	日 額	月額(30日の場合)
1段階	300円	9,000円
2段階	390円	11,700円
3段階	650円	19,500円
4段階	1,700円	51,000円

4. 居住費に係る自己負担

段階	ユニット個室 日額	月額(30日の場合)
1段階	820円	24,600円
2段階	820円	24,600円
3段階	1,310円	39,300円
4段階	2,500円	75,000円

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者。
2. 生活保護の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入(遺族年金と障害年金)の合計が年間80万円以下の方

(第3段階とは)

1. 世帯全員が市区町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

5. その他の費用

行事食	お正月(祝い膳)	700円
	敬老の日	700円
	お楽しみ会	500円(月1回)
	季節の行事食	500円(月1回)
	小行事食	300円(月2回程度)
理美容代	カット・顔そり: 1回	2,000円~2,530円
預かり金管理費		月額 2,000円
日用品費など	医療費、外出時の買い物・飲食、その他日用品(小口現金にて管理)	

※事前に利用説明し確認したうえでご負担いただくことがあります。

1ヶ月の利用料金

1 + 2 + 3 + 4 + 5 = 合計

+ + + + =